

新	旧
<p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">           厚生省発医第117号            昭和54年7月27日            最終改正厚生労働省発医政0823第2号            令和5年8月23日         </span> </p> <p style="text-align: center;">医療施設等設備整備費補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、<u>(18)、(19)、(20)</u>、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号から第3号</u>及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号から第3号までに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">           厚生省発医第117号            昭和54年7月27日            最終改正厚生労働省発医政0119第8号            令和5年1月19日         </span> </p> <p style="text-align: center;">医療施設等設備整備費補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、<u>(19)、(20)、(21)</u>、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第16条第1項第1号から第3号</u>及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号から第3号までに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(18) 医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援設備整備事業</u>  <u>平成30年3月29日医政発0329第16号厚生労働省医政局長通知「医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。</u></p> <p><u>ア 都道府県が行う医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援設備整備事業</u></p> <p><u>イ 次に掲げる者が行う医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業</u></p> <p><u>(ア)市町村等(イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会</u></p> <p><u>(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会</u></p> <p><u>(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者</u></p>

(18) 実践の手術手技向上研修実施機関設備整備事業

(略)

(19) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

(略)

(20) 遠隔ICU体制整備促進事業

(略)

(削除)

(21) 2023年G7サミット開催に伴う救急医療体制整備事業（受入病院の医療機器整備）

(略)

(交付額の算定方法)

4 (略)

(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) ア～(17) ア (略)

(削除)

(18) ア 都道府県が行う実践の手術手技向上研修実施機関設備整備事業

(19) ア 都道府県が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

(20) ア 都道府県が行う遠隔ICU体制整備促進事業

(21) 2023年G7サミット開催に伴う救急医療体制整備事業（受入病院の医療機器整備）

ア、イ (略)

(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(2) ウ、(3) エ、(9) イ (略)

(削除)

ア、イ (略)

(19) 実践の手術手技向上研修実施機関設備整備事業

(略)

(20) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

(略)

(21) 遠隔ICU体制整備促進事業

(略)

(22) 新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療施設設備整備事業

令和2年6月1日医政発0601第9号厚生労働省医政局長通知「新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療施設設備整備事業の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療施設設備整備事業実施要綱」に基づき、独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構が行う設備整備事業

(23) 2023年G7サミット開催に伴う救急医療体制整備事業（受入病院の医療機器整備）

(略)

(交付額の算定方法)

4 (略)

(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) ア～(17) ア (略)

(18)ア 都道府県が行う医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援設備整備事業

(19) ア 都道府県が行う実践の手術手技向上研修実施機関設備整備事業

(20) ア 都道府県が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

(21) ア 都道府県が行う遠隔ICU体制整備促進事業

(23) 2023年G7サミット開催に伴う救急医療体制整備事業（受入病院の医療機器整備）

ア、イ (略)

(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(2) ウ、(3) エ、(9) イ (略)

(18)イ 都道府県が補助する医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援設備整備事業

ア、イ (略)

(3) (略)

(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) イ～(17) イ (略)

(18) イ 都道府県が補助する実践的手術手技向上研修実施機関連備整備事業

(19) イ 都道府県が補助する在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

(20) イ 都道府県が補助する遠隔 ICU 体制整備促進事業

ア、イ (略)

(5) (略)

(削除)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
へき療地	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
へき地患者輸送車(艇)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)
へき地	(略)	(略)	(略)	(略)	

(3) (略)

(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) イ～(17) イ (略)

(19) イ 都道府県が補助する実践的手術手技向上研修実施機関連備整備事業

(20) イ 都道府県が補助する在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

(21) イ 都道府県が補助する遠隔 ICU 体制整備促進事業

ア、イ (略)

(5) (略)

(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(22) 新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療施設設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の合計額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
へき療地	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
へき地患者輸送車(艇)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)
へき地	(略)	(略)	(略)	(略)	

巡回診療車 (船)	(略)	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)
離島診療用設備 歯科巡回	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)			(略)
過疎地域等特 定診療所設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
沖縄医療 施設設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
奄美群島医 療施設設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
巡回診療車 (船)	(略)	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)
離島診療用設備 歯科巡回	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)			(略)
過疎地域等特 定診療所設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
沖縄医療 施設設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
奄美群島医 療施設設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

へき地保健 指導所設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地保健 指導所設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
へき地医療拠 点病院設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地医療拠 点病院設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)				
遠隔医療設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	遠隔医療設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
臨床研修病院支援システム設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	臨床研修病院支援システム設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

へき地・離島診療支援システム設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地・離島診療支援システム設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
施設設備 離島等患者宿泊	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	施設設備 離島等患者宿泊	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
機関設備 産科医療	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	機関設備 産科医療	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
施設設備 分娩取扱	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	施設設備 分娩取扱	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>対する妊産婦モニタリング支援設備 ICTを活用した産科医師少数地域に</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>システム等設備 死亡時画像診断</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>対する妊産婦モニタリング支援設備 ICTを活用した産科医師少数地域に</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>システム等設備 死亡時画像診断</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

削除	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		医師等のキャリア形成支援設備 医師が不足する地域における若手	設備費	厚生労働大臣の必要と認める額	医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援の実施に必要な備品の購入費		二
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			情報通信機器	<u>1か所当たり</u> <u>1 若手医師等に対する指導元医療機関</u> <u>7,857千円</u> <u>2 若手医師等の派遣先医療機関</u> <u>7,857千円</u> <u>(ただし、指導元、派遣先のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、1と2の合算額とすることができる。)</u>	医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援の実施に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費	2分の1	二
研修実施機関設備 実践的手術手技向上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

非常用電源整備事業 在宅人工呼吸器使用者	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	非常用電源整備事業 在宅人工呼吸器使用者	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
遠隔ICU体制整備 促進事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	遠隔ICU体制整備 促進事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	患者等受入れ医療施設設備 医療機器等整備費 新型コロナウイルス感染症	初度設備費 厚生労働大臣の必要と認める額	新型コロナウイルス感染症患者等の受入れに伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)及び備品購入費 新型コロナウイルス感染症患者等の外来診療及び入院診療に必要な医療機器等購入費	定額	二	
	(削除)		(削除)	(削除)							

2023年G7サミット開催に伴う救急医療体制整備事業（受入病院の医療機器整備）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2023年G7サミット開催に伴う救急医療体制整備事業（受入病院の医療機器整備）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5 (略)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を要する場合は、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) ～ (14) (略)

7～13 (略)

別紙様式 (略)

5 (略)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を要する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) ～ (14) (略)

7～13 (略)

別紙様式 (略)